

臨海部の工業専用地域の新たな特例区域のイメージについて

2016年7月7日  
 土壌制度小委員会専門委員  
 高澤 彰裕

1. 申請

土地の所有者は、共同で、または個別に、以下の「簡易な調査」「自主管理計画」をもって、都道府県知事等に申請する。

(1) 簡易な調査内容

一般の人の立ち入りが制限されていること（公園等は対象外）  
 周辺に飲用井戸がないこと  
 地下水の流れ方向の情報  
 履歴調査

(2) 自主管理計画の内容

「新区域」内の土地の形質変更に伴う土壌の移動の記録、保存  
 工事の施行方法(埋立地管理区域並み)、運搬時の飛散流出防止対策等

2. 指定・公示

都道府県知事等は、受理した「簡易な調査」「自主管理計画」の妥当性を確認し、新区域を指定・公示する。

3. 新区域の運用方法

(1) 事業者

自主管理の実施

「新区域」外に土壌を搬出しない場合、法第4条の届出は不要（年1回まとめて事後届出）

(2) 都道府県等

報告徴収・立入検査（自主管理確認）

(3) その他

「新区域」外に土壌搬出する場合、届出、調査

一定の条件（第二種有害物質（ホウ素、フッ素等）が第二溶出基準適合）を満たし、「新区域」外に土壌を搬出しない場合、「形質変更時要届出区域」を「新区域」に変更可

一定の条件（水底土砂基準を満たすこと）を満たす場合、水面埋立利用等での土壌の有効利用可

以上